

環境省の低炭素まちづくり政策について

環境省 総合環境政策局 環境計画課

課長補佐 浜島直子

1. 政府の新目標について

2013年11月15日の地球温暖化対策推進本部にて、政府は、我が国の新たな2020年度の温室効果ガス削減目標を、2005年度比で3.8%減とすることとし、国連気候変動枠組条約事務局に登録しました。

この目標は、エネルギー政策が検討中である中で2020年時点の原発の稼働状況が見通せないため、原発による削減効果を含めずに、①現時点でも世界最高レベルのエネルギー効率を更に20%改善し、最終エネルギー消費を4,400万k1削減する、世界最高水準の省エネルギーの実現、②再生可能エネルギーの導入拡大、③フロン対策の強化、④二国間クレジット制度の活用、⑤森林吸収源の活用、などを総合的に進めることで、現政権が掲げる経済成長を遂げつつも、最大限の努力によって実現を目指すものです。

単純に比較はできないものの、いわゆる京都目標等の既存の目標と比較した場合、本目標は、足下で進展してきた省エネ等の効果を踏まえた野心的なものと言えます。【図1】

ただし、この目標は、原子力発電の活用の在り方を含めたエネルギー政策が検討中であることを踏まえて設定した現時点での目標であり、今後、それらの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定する予定です。

なお、ここまで述べたのは、2020年という比較的短期の目標についてでしたが、長期目標については、「2050年に80%削減を目指す」ことが、第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）

新目標と既存目標との比較

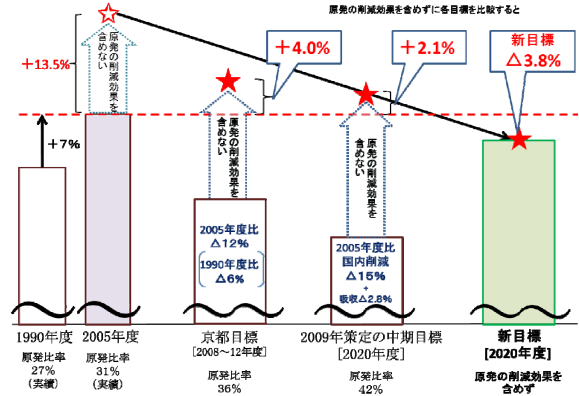


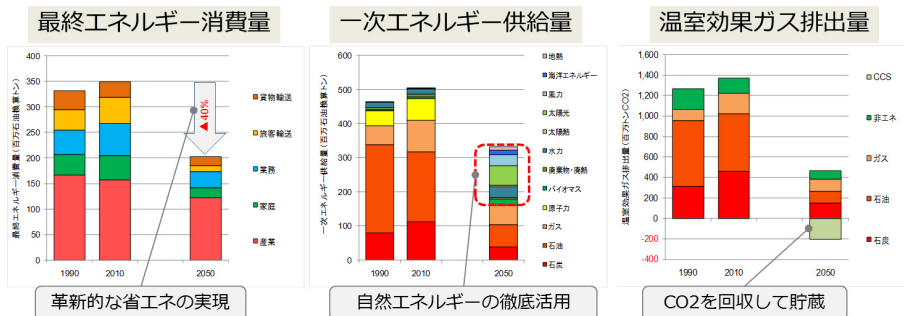
図1

で掲げられています。

2. 地域の役割について

このような国の野心的な目標を達成するためには、地域の活力・資源を活かすことが不可欠です。

例えば2050年に80%削減は、最終エネルギー消費量を4割削減した上で、一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率が約5割となることで達成されます（他に二酸化炭素の回収・貯留を2億t-CO2/年実施）。【図2】このような大幅なエネルギー消費削減、エネルギーの低炭素化は、日々の暮らしや生業を支えるエネルギー需給の改革や、都市構造の変革なしには為しえません。それらの改革・変革の過程で、地域には、それまでなかった、または少なかった資源や技術の需要が生まれ、それら新たな資源・技術に関する市場形成が見込まれます。



出典：中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(平成24年6月)

図2

3. 地方公共団体の役割について

地域の活力・資源を活かした取組を進める上で、地方公共団体は重要な役割を担っています。ここでは、特に期待される3つの役割について述べたいと思います。1点目に、地域住民・地元事業者にとって身近な存在であることです。温暖化対策の分野では、特に普及啓発や省エネ指導などで力を発揮してきました。

2点目に政策の実施主体であることです。例えばコペンハーゲン市などで熱供給管への接続が義務化されているように、自治体単位での大胆な規制や誘導も不可能ではありません。例えば我が国では、一定規模以上の工場・事業場を対象とした二酸化炭素排出量等に関する計画書制度が多くの自治体で導入されています。また、飯田市が全国に先駆けて条例に「地域環境権」を規定し、市民を中心とする多様な主体が取り組む再エネによる地域づくり事業を「公民協働事業」と位置づけて支援することとしています。

3点目に、上記のように政策の実施主体であることに加え、その政策を横断的なものとし、低炭素化に留まらない、地域に必要なベネフィットをも生み出すことが可能であることです。例えば北海道下川町では、それまで燃料油を炊いて暖房・給湯等に充てていた公共施設・福祉施設に国の補助を活用して木質バイオマスボイラーを導入し、浮いた燃料代を条例で基金化しています。その半分をボイラー設備機器の更新のために積み立てておき、残りの半分は子育て支援・不妊治療の補助等に充てているそうです。

4. 環境省の新規支援事業について

このように、大きな役割を担う地方公共団体の政策を支援するため、環境省においては、平成26年度新規事業として、グリーンプラン・パートナーシップ事業（GPP）を実施しています。これは、地方公共団体が策定する「実行計画」（区域全体編）に掲げられるプロジェクトの実現に必要な設備の導入等をご支援する事業です。【図3】

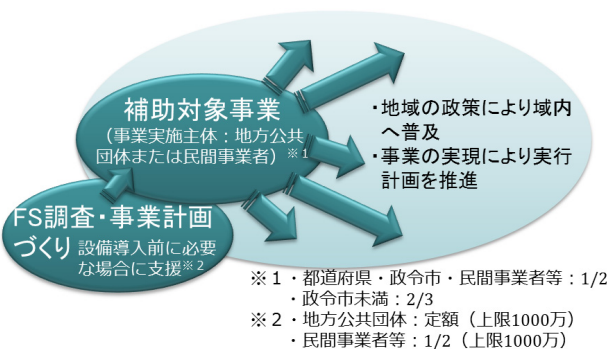


図3

GPPによって、民間資金も活用した実行計画の推進、実行計画を核とすることによる地域経済やコミュニティと一体になった低炭素まちづくり等が可能となると考えています。公募要領のほか、既採択団体の事業概要なども、日本環境協会ホームページに順次掲載される予定ですので、ご覧ください。

5. 低炭素まちづくりに向けた今後の方針について

環境省は、本年7月4日、中央環境審議会から意見具申「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～」を受けました。この中では、気候変動問題や生物多様性の減少、化石燃料の大量輸入による国富流出、地域経済の疲弊、人口減少・超高齢化社会やコミュニティの衰退など、我が国が直面する環境、経済、社会の諸課題について定量的に分析した上で、それぞれが深刻な課題であるのみならず、相互に因果関係を有し複合的に錯綜していると指摘されています。また、気候変動問題や生物多様性の損失等は、人間の社会経済活動の総体が原因となって現れている問題であることから、それらの解決のための様々な取組が、逆に社会経済活動全体の課題解決に資する効果を発揮し得る、とも指摘されています。

これを受け環境省では、これまでの、どちらかという個別分野の抱える課題の解決を念頭においたアプローチから、「環境・経済・社会」の更なる統合的向上を目指し、真に持続可能な「循環共生型社会」の実現に向けて、安全を確保するための政策（大気・水・化学物質管理等）を基盤としつつ、環境政策の統合・連携によるシナジーを通じて経済・社会的課題にも鋭く切り込む、低炭素、資源循環、自然共生政策の「統合的アプローチ」を採用することとしています。

その具体的な内容については、今後の環境省の事業にご注目頂きたいですが、意見具申の中でも挙げられている、都市と農山漁村の各域内で地域ならではの資源（自然、物質、人材、資金等）が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う「地域循環共生圏」の形成、都市政策、教育政策、医療・健康政策等の他分野の政策との連携などが考えられます。

政策手法を総動員し、地域の方々と手を組みながら、地域の隅々から世界まで、多面的に政策を展開していきたいと考えています。